

くん煙の禁止と稲わらの有効利用について

平成 15年 9月 16日

北海道農政部

1 くん煙禁止について

霜害対策として、塩化ビニールや廃タイヤ等の廃棄物の焼却は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」によって禁止されており絶対に行わない。

2 稲わらの有効利用

水稻収穫後の稲わらは、ほ場放置や焼却せずに、収集し堆肥化してほ場に還元するか家畜の粗飼料や敷料などへの活用を図る。

また、収穫後の稲わらの焼却処理については、大気を汚し健康障害や交通障害（特に、高速道路 周辺では警察当局から、ほ場焼却中止の現場指導がなされております。）など生活環境の保全に著しい支障が生じ、地域社会に与える影響も大きいので絶対に行わない。